



経済と年金

原理の無視

東日本大震災がもたらした惨状は国難としかいいようがない。自然の猛威、行政の対応、海外で称賛された日本社会の高い規律などはいずれ歴史が判断してくれるだろう。しかし、民主政権の年金制度の取り組みは別問題である。

専業主婦の年金救済のことだ。夫が厚生年金に加入していると、専業主婦は国民年金の保険料を免除される。

ところが、その夫が失職して、厚生年金を脱退してしまうと、その瞬間に専業主婦は、年金制度上は第3号被保険者から第1号被保険者へと立場が変わるのである。そうなるとその主婦は、自分で国民年金に加入して、月々の保険料を払わねばならない。

その場合、日本の年金制度は原則として、加入者の申請（届け出）主義をとっているから、主婦である本人が国民年金加入の申請手続きをとらないで、従って保険料も支払わないと、未納者扱いになる。

そうした人が最大でも100万人いるということが分かって、厚労省は届け出を忘れた期間も保険料を納付したものとみなす、という救済の手を差しのべた。

ところが、これには早速、反論が出た。つまり、忘れずに届け出をして、保険料をきちんと納めた人もいる。それでは、忘れた人が得をして、きちんと法律に従った人は損をする、という不公平が生まれるからである。

それにもまして問題なのは、この救済策が1役所の課長通知だけで実施され、法律の改正をしていない、いわば違法行為だったことである。

年金制度の法律は、その性格からしてかなり細かいことが法律で明示されている。だから、厚生年金保険法などは5年に1回、法律を改正（手直）しているのだ。さらに、国民年金法では第7条から始まって、3つの条文で被保険者（加入者）の資格を厳格に規定している。

その法律の運用者である行政府の1課長が法を無視して、救済策をつくったというのだ

から、二の句がつけない。ましてや、現政権は官僚支配から政治主導を政治の根本に据えて登場したのではなかったのか。

ここで筋論としてはワキ道にそれるが、救済策はその名のように、届け出忘れの主婦を救う善政だという意識がかい間みえる。だから、法の規定がなかろうが、担当大臣の承認がなかろうが善政は善政だ。という思い上がりがあったのではないか。

しかし、歴史上、独裁者や専制君主もなにがしかの善政はしたのである。大事なことは、権力が偏らないことである。行政官が違法行為を重ねていけば、立法府の議会の権威が失われ、やがて民主政治も消えてしまう。

ここ数年の日本の政治をみていると、そんな予感もしなくもないが、実はこれも日本社会の原理無視の姿勢から発しているように思える。

いまから25年前、第3号被保険者という妙な立場の人が制度上発生し、個人単位の国民年金と世帯単位の厚生年金を観念上、一元化したからである。ここに2組の夫婦がいるとする。夫婦で個人営業の八百屋をしていたら、夫と妻は国民年金にそれぞれ加入し、第1号被保険者となる。

他方、会社員で厚生年金に加入している夫と無職の妻の場合は、夫は世帯主として、2人分の保険料（を払ったとみて）、年金給付も報酬比例部分は世帯として給付される。夫は第2号被保険者、妻は第3号被保険者という。

年金財政からみても、国民年金勘定と厚生年金勘定は全く別の仕組みなのに、最後のところでドンブリ勘定のように基礎年金勘定の名のもとに一緒になっている。

なぜ、そのような複雑な仕組みにしたかについては、当時の政治的判断があったからとしかいいようがない。

そこで、いま大事なことは、この問題を専業主婦の救済策という次元で論じないということである。心優しい善政は一見、人々の歡心を買うが、年金制度の改革に当たっては原理の無視は将来に禍根を残すことになるだろう。